

## 彦根市ロケーション用地登録実施要領

### 1 登録までの流れ

- (1) ロケーション用地の登録を行おうとする者は、要綱第3条で定める申出書に必要な資料※を添えて、次のいずれかの方法により提出するものとする。
  - ア 彦根市電子申請サービス
  - イ 〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市観光文化戦略部エンタテインメント課フィルムコミッション室(以下「彦根FC」という。)まで郵送または持参※申出書に添付する資料：
  - 物件に係る図面やパンフレットなど物件の概要がわかる資料
- (2) 彦根FCにて申出書の内容を確認し、市の職員が必要と認めた場合は、次の項目について、現地調査を実施する。
  - ア 実際に撮影が行われると想定した際の状況・条件の確認
  - イ 映像制作者等に提供する写真の撮影
- (3) 彦根FCから申出者に対して登録について通知する。原則として登録を行うが、次の項目に該当する場合は登録をしない。
  - ア 申出者からの辞退
  - イ 申出者に連絡がつかない場合
  - ウ 申出書に虚偽の内容があった場合

### 2 登録の対象となるロケーション用地

映画やドラマなど映像作品の撮影の対象となる施設  
(例) 寺社、商店街、飲食店、工場、作業場、倉庫、空き地 など

### 3 登録の期間

登録通知日から要綱第5条で定める登録の取消し要件に該当する日まで

### 4 登録情報の取扱い

- (1) 登録情報については、映像制作者等に紹介するためだけに利用し、他の目的では利用しない。
- (2) 登録者との連絡調整は、原則として彦根FCが行う。
- (3) 申出により登録情報の公開が可能な場合においては、申出書の内容に応じて市ホームページで公開するほか、彦根FCが作成するPR媒体(パンフレットなど)に掲載する。